

循環型社会を目指して

住宅用太陽光発電システム補助 5月1日から受け付けます

書類は必ず郵送で



愛宕浜小学校(西区)の屋上に設置された太陽光発電システムは10キロワットの発電能力。パネルの面積は畳約45枚分になる

地球温暖化防止に取り組む市では、新エネルギーの普及を促進するため、住宅に太陽光発電システムの設置を予定している人へ、下記の要領で助成を行います。

新エネルギーはクリーンで再生可能な(繰り返し生産)エネルギーです。他機関から補助を受ける

まれる)エネルギーであり、地球温暖化を防止するとともに循環型社会を形成するの役に立ちます。市でも小・中学校や公民館の屋上に太陽光発電を設置し、新エネルギーの導入に努めています。

募集期間
年間200件

補助金額
1件あたり10万円

応募資格
市内に自ら所有し居住する住宅で、次のいずれかに該当する人。

- (1) 新築または既存住宅に太陽光発電システムの設置を予定している人
- (2) 太陽光発電システムが設置された新築住宅の購入を予定している人

いずれも、1年間実験データの提供に協力できることが必要です。

決定方法
先着順で決定します。

募集期間内に募集件数を超えた場合は、募集件数を超えた日に受理した申請書(消印有効)の中で抽選を行います、決定します。

説明会を開催します
住宅用太陽光発電システムの補助金制度についての

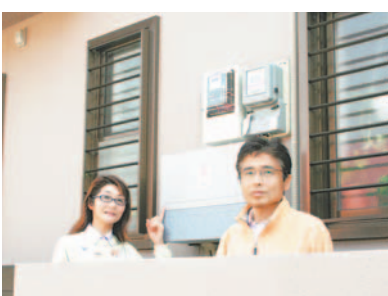
応募方法
補助金交付予約申請書に必要書類を添えて、下記事務局へ郵送してください。

募集期間
5月1日(火)～平成20年1月31日(木)

応募資格
補助金交付予約申請書に必要書類を添えて、下記事務局へ郵送してください。

受け付けは事務局への郵送のみです。直接持参された場合は、受け付けできませんのでご注意ください。

「何度も試算をして、実利があると分かりました。」



「何度か試算をして、実利があると分かりました。」

説明会を次の要領で開催します。

環境にも、家計にも優しい

南區鶴田に住む石橋宏一さん(50)、真由美さん(43)夫妻が、市の補助を受けてマイホームの屋根に太陽光発電システムを付けたのは、昨年夏のことです。当時小学生と中学生だった子どもたちが学校で市の施設であるリサイクルプラザを見学。家族で環境問題を身近に感じるようになりまし

た。加えて「灯油の値段が上がっていたし、太陽光や風力発電に以前から興味があり、いつかは取り入れてみたい」という真由美さんの思いに、宏一さんはインターネットを使って太陽光発電の情報を収集しました。

地球温暖化防止を進めて行くために、市民の皆さんの協力をお願いします。



(上) 売電メーターの前に立つ石橋さん夫妻
(下) 太陽光発電システムの室内パネル

【問合せ先】
地球温暖化防止市民協議会事務局(温暖化対策課内)
〒810-0820住所
不要 ☎711-4282
⑦333-5592 メール
loutan.EB@city.fukuoka.jp

3歳未満の児童手当

月額1万円に増額しました

現況届提出は6月中旬

4月1日から児童手当法が改正され、0～3歳未満の児童への手当月額が一律1万円となりました。3～12歳(小学校修了前までの児童)はこれまでどおり、第1子、第2子は5000円、第3子以降は1万円です。

児童手当の支給は申請の翌月分からとなります。ただし、生計中心者の所得が所得制限限度額以上ある場合は、手当の支給は受けられません。

なお、出生や転入などで新たに支給資格が生じた場合、その日から15日以内に申請をしてください。公務員の世帯は、勤務先で手続きを行ってください。

請求に必要なもの

- ①請求者の印鑑(朱肉使用のもの)
- ②請求者名義の銀行預金通帳
- ③サラリーマンなど厚生年金に加入している人は健康保険被保険者証の写し
- ④平成19年1月1日現在、市に住所がなかった人は、1月1日現在の住所があった市区町村発行の児童手当用所得証明書(平成19年度分で扶養親族数を明記したもの)

【19年度所得制限限度表】

扶養親族数	国民年金加入者	厚生年金等加入者
0人	468万円	540万円
1人	506万円	578万円
2人	544万円	616万円
以降、1人につき	38万円加算	38万円加算

※表の所得額(総収入から必要経費を引いた額)は、社会保険料控除などの一律控除額(8万円)を加算しています。所得からは雑損控除など、ほかに控除できるものがあります。

※表中の「扶養親族数」は、所得証明書に記載される控除対象配偶者および扶養親族の合計数です。詳しくは、お問い合わせください。

受給中の人は現況届の提出を

現在、児童手当を受給している人には、「平成19年度児童手当現況届」を6月上旬に送付します。6月30日までに提出してください。

書類が届かない場合などは、末尾の窓口までお問い合わせください。

書類の提出・問合せ先

住んでいる区の「保健福祉センター」(福祉・介護保険課児童家庭福祉係)